

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年5月29日 午前10時00分 招集
2. 令和5年6月19日 午前10時00分 開議
3. 令和5年6月19日 午前10時41分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長職務代理者(副市長)	和 田 一 彦	教 育 長	坂 梨 光 一
総 務 部 長	高 木 洋	市 民 部 長	宮 崎 隆
経 済 部 長	藤 田 浩 司	土 木 部 長	荒 木 仁
教 育 部 長	山 口 貴 生	阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一
総 務 課 長	和 田 直 也	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	観 光 課 長	秦 美保子
企画財政課長	廣 瀬 和 英	教 育 課 長	藤 井 栄 治
防災情報課長	市 原 修 二	ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸
健康増進課長	山 内 る み	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
市 民 課 長	森 永 智 保		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第51号 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について
- ② 議案第52号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について
- ③ 議案第56号 令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第57号 業務委託契約の締結について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第50号 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第52号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について
- ③ 議案第53号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第54号 令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 議案第55号 令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第52号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、会期日程等につきまして、議会運営委員長が報告いたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を午前9時30分から開催し、一般質問等の取扱い等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

今期、一般質問の通告者は10名であります。したがって、一般質問を6月20日、21日の2日間とし、20日に5名、21日に5名で行うことに決定をいたしました。

なお、一般質問の傍聴につきましては、開会日に報告しましたとおり、規定に定める入場者数を30名とし、コロナ禍以前の対応に戻します。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第51号 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について
- ② 議案第52号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について
- ③ 議案第56号 令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第57号 業務委託契約の締結について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第52号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」は、経済建設常任委員長報告の質疑終了後に討論、採決を行いますので、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第51号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について」他3件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案4件であります。6月5日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第51号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」で

あります。

まず、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「庁舎夜間機械警備業務委託料について、防犯体制はどのようになるのか。」との質疑があり、内牧支所長から、「機械警備と併せ監視カメラ3台を設置し、侵入者も含め異常が確認された場合、警備会社に連絡が入り、必要に応じ、警備会社から警察へと連絡が行く仕組みとなります。」との答弁がありました。

また、委員より、「夜間の死亡届などの対応は、また、それらの周知はどのように行っているのか。」との質疑があり、支所長から、「死亡届は、通常、午前中に届け出がされることが多く、土日、祝日は、日中業務を委託していますASOワークネットで対応します。これらの周知については、4月以降、お知らせ端末による周知を図っており、これまでに苦情や御意見などは寄せられていません。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野支所周辺管理業務委託料について、単なる草刈り作業であれば危険性はなく、業者に委託する必要はないと思われるが。」との質疑があり、波野支所長から、「今回、予算計上させていただきました管理業務委託は、支所敷地内東側の竹が繁茂し、出入口の視界の妨げと、雪が降った際の敷地内への倒れ込みが著しいことから、事故の未然防止のために竹林の一部伐採等を行うものです。また、御質問の支所周辺の管理業務の整備範囲は、保健福祉センター裏側やふれあい公園の法面であり、高所である上に急こう配で広範囲にわたります。職員で草刈り作業を行っていましたが、過去には危険な目に遭ったこともあり、専門業者への委託としています。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「LPガス使用世帯支援事業補助金は、どのような方法で対象世帯に給付されるのか。」との質疑があり、総務係長から、「支援金、給付事務費を含めた補助金をLPガス協会に支払い、協会がガス使用者の個人口座に、直接、定額6,000円を給付します。スケジュールとしては、7月上旬に補助要綱を制定、協会を窓口使用者からの申請受付を開始します。申請受付を11月末までに終え、順次、支援金給付を進めるという流れになります。」との答弁がありました。

次に、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「企業版ふるさと納税コンサルティング手数料について詳細な説明を。」との質疑があり、企画財政課長から、「企業版ふるさと納税は、内閣府から認定を受けた自治体の地域再生計画に即して企業が寄附を行った場合、法人関係税の控除を受けられる制度になります。本市では現在まで寄附実績がないことから、県外に11の営業店と約2,000社の取引先を持ち、企業版ふるさと納税コンサルティング業務に実績のある肥後銀行に依頼、企業への提案、営業活動、自治体と企業とのマッチング等を通して、企業との関係性構築を図り、本市の政策課題の解決や地方創生の推進につなげるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）」に

ついて」であります。

企画財政課長より補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 57 号「業務委託契約の締結について」であります。

委員より、「お知らせ端末の更新はどのように進めるのか。」との質疑があり、防災情報課長から、「更新については、旧町村ごとに一斉に進めたいと考えています。詳細については、契約締結後に協議を行います。」との答弁がありました。

別の委員より、「この業者を選定した理由は。」との質疑があり、課長から、「現在、運用しています『知らせますケン』のシステムを、引き続き利用することが一番安価で整備できること、また、別システムとした場合、整備が完了するまでは、新旧端末間での通話ができなくなるなどの弊害もあることから、システムの開発元である本業者との随意契約とさせていただきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「随意契約にあたっての上限額はあるのか。」との質疑があり、企画財政課長からの補足説明で、「随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定されています。同条第 1 項第 1 号では、『別表第 5 に定める金額の範囲内で普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき』とあり、委託の場合、基本的に予定価格が 50 万円の範囲内となりますが、本件は、同条第 1 項第 2 号に規定の『その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』を根拠として随意契約を行っています。なお、その性質又は目的が競争入札に適しないものとは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができない場合などが該当します。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 委員長に質問いたします。お知らせ端末の件ですけれども、今回随意契約については、承知しましたというか、理解いたしました。ただ、次回は入札やプロポーザル方式などでできるようになるのか、そういう努力をするのかという疑問が残ります。そこについての質問とか説明とか、委員会の中でありましたでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） 議案第 57 号の業務委託契約の締結については、委員長報告にあったように、委員からの質問や、それに対して執行部からの的確な説明がなされました。指名競争入札とした場合、現行システムの「知らせますケン」の開発元であるアイ・コミュニケーションしか応札できない、また各世帯に設置されるまでの相互間の通話ができ

ないなどの弊害が出ますので、両システムでの運用を行うことから、地方自治法施行令に基づき、その性質、目的が競争入札に適しないものとして随意契約で対応したところでありま
す。私個人としても、本件に関しましては、システムの構築を例えばゼロから始めた場合、
今以上の費用を要するものと考えております。

しかし、最後に、法律の規定に基づくものとはいえ、今後はこのような高額な契約締結に
ついては、執行部に詳細な説明を求め、慎重かつ厳格な審査に努める次第でございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 52 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」を除
き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 52 号を除き、採決いたします。

まず、議案第 51 号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について」
の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は、委員長の報告
のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」
の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号は、委員長の報告
のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「業務委託契約の締結について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号は、委員長の報告
のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 50 号 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 52 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について
- ③ 議案第 53 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 議案第 54 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑤ 議案第 55 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 50 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」他 4 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

○文教厚生常任委員長（立石昭夫君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和 5 年第 4 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。6 月 6 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 50 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 52 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「ICTを活用したプレゼンコンテストinSDGs委託とは、どのような内容か。」との質疑があり、教育部長から、「コンテストは、小学校 5、6 年生、中学校 1、2 年生を対象に 2 月の開催を予定しています。総合的な学習の時間を使って、SDGs に関する身近な課題や問題などを自ら発見し、調べ学習を行い発表するものです。熊日新聞社が所有する資料や記事の利用のほか、プレゼンテーションでの資料作成や表現方法などを、オンライン授業、対面授業で御指導いただくものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇小学校屋内運動場解体工事の工期は。また、来年度中に完成予定の新体育館の規模と建設費は。」との質疑があり、学務係長から、「解体工事の工期は 12 月末を予定しています。また、現在の体育館の規模は、約 1,190 平方メートルですが、新体育館には防災機能などを追加する関係で約 1,250 平方メートルと若干広くなり、工事費は基本設計で約 6 億円から 7 億円が見込まれています。」との答弁がありました。また、別

の委員より、「地元住民に対し、新体育館工事のスケジュールや工事車両の通行などの説明は行わないのか。」との質疑があり、係長から、「工事概要などについては、地元区長への説明、また、住民の方々へは、主に工事で支障をきたす地域にお住まいの方を対象に、説明に伺う予定です。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「生活保護電算システム改修業務委託について、RKKコンピュータサービスとの随意契約を予定している理由は。」との質疑があり、福祉課長から、「市全体の電算システムは、RKKコンピュータサービスのシステムを導入しています。既存情報との紐づけ作業は、導入元のみ対応可能であることから、随意契約を予定したものです。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナワクチン接種費の個別接種促進報償費について、他県において検査数の水増し請求など報償費に関する問題が報道されているが、不正防止のためにも市としてサンプル調査などを行う予定はないか。」との質疑があり、健康増進課長から、「報償費を支払う際は、VRS（ワクチン接種記録システム）を通して接種状況を確認するとともに問診票を確認するなど二重チェック後の支払いを進めており、サンプル調査を行う予定はありません。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「この報償費は、大きい病院を除く診療所単位に支払うとのことだが、支給要件の『約2か月間の対象期間中に週100回以上の接種を4週間以上行い、かつ、週1回は時間外、又は、夜間休日の接種体制を確保する。』とした内容に該当する診療所はあるのか。また、5類に引き下げられてからの接種状況は。」との質疑があり、課長から、「昨年度の実績などから4つの医療機関が要件を満たすのではないかと考えています。また、5類引き下げ後の約1か月で2,748名の方が接種されており、接種率は阿蘇市の人口に対して10%と、国の4.6%、県の3.9%を上回る状況です。さらなる接種促進に努めます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第53号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

委員より、「国民健康保険システム改修業務委託料89万1,000円の内容は。」との質疑があり、国保・年金係長から、「産前産後期間における国民健康保険税の免除制度が、令和6年1月に施行されることに伴うシステム改修費用になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第54号「令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号「令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

1号)について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第52号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

3 経済建設常任委員長

① 議案第 52 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 52 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、児玉正孝君。

○経済建設常任委員長（児玉正孝君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 5 年第 4 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 1 件であります。6 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

議案第 52 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」であります。

まず、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「有害鳥獣捕獲事業補助金返還金の確定時期と返還までの流れは。」との質疑があり、農政課長から、「年間の捕獲実績が 4 月に確定したことから、補助金を精算し、今回の返還金計上に至りました。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「いまだシカなどによる被害が多く見られるが、より効果的な有害鳥獣被害への対策は。」との質疑があり、課長から、「県事業のえづけストップ鳥獣被害対策事業を活用し、地域ぐるみでの被害防止に向けた共通認識と意識向上を図るなど、効果的な事業を進めます。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇山火口二次避難施設の供用開始時期は。また、売店の運営についてはどうなっているか。」との質疑があり、観光課長から、「8 月 10 日の供用開始を予定しています。売店運営については、火口見学者の動向を見て判断します。なお、飲料の自動販売機は設置します。」との答弁がありました。

また、別の委員から、「仙酔峡の開花時期における以前の賑わいがなくなっているように思われる。観光 PR イベント補助金を活用した対策を講じられないか。」との質疑があり、課長から、「仙酔峡は、花の祭典イベントのひとつとして PR を行っていますが、観光客数の減少は、ミヤマキリシマの開花状況が影響しているようです。害虫などへの対策は、環境省とも連携して対応を進めます。」との答弁がありました。また、別の委員より、「観光客が楽しめるコンテンツが不足していると感じる。目玉となるような、新たなイベントにも積極

的に取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇神社楼門の完成が間近に迫っているが、復興記念事業の具体的内容が示されていない。神社や関係団体との協議は行われているのか。また、どのように計画しているのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「現在、地元商店街などから様々なアイデアを頂いておりますので、今後、実行委員会を立ち上げ、阿蘇神社に相応しい『和』を題材としたイベント等を実施していく予定です。同時に、JR西日本と連携した観光プロモーションも計画しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「夢の湯の修繕料の内容は。また、収益改善に向けて、市民の利用向上につながるよう、回数券の単価設定や購入枚数の改善はできないか。」との意見があり、課長から、「今年度に入り、既に集熱ポンプの修繕を行っております。今後の不測の事態に備え、修繕料を増額計上しました。回数券などの料金については、今後、関係者等との協議を踏まえた上で判断してまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「昨年度、豊肥本線復興エリアとしてワークショップを行った坊中と阿蘇西部地域は、今後どのような取組を続けていくのか。」との質疑があり、課長から、「パンフレットなどの作成だけで終わらせることなく、情報共有や意見交換を継続していきます。阿蘇西部地域では、7月・9月・11月に地域のまち歩き会を計画しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

それでは、一般会計補正予算の採決を行います。

議案第52号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第52号について採決を行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前 10 時 41 分 散会